## 「規制改革ホットライン」規制改革要望 [2016年11月]

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
1	緩和要望	同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」から「保険子会社の債務を対象とする保証契 約」は除外することを要望する。		金融
2	供方法の多様化	【提案の具体的内容】 平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CDーROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。 【提案理由】 業界として改正法を踏まえた実務を行ってきているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考える。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ることで、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。	条の2等	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
3		【提案の具体的内容】 現在、自動車検査証(※1)の記載項目はQRコードとしてデータ化され、民間の事業会社にも利用されているが、読取り可能な項目データが一部(※2)に限られているため、全ての記載内容を読取り可能な形でデータ化したうえで、民間の事業会社による利用を開放すること(自動車検査証記載全情報の把握)を要望する。 【提案理由】 取得・利用できる対象項目を拡大することにより、民間の事業会社の利便性がより高まると考えられる。特に保険会社においては、自動車検査証に記載のQRコードの読取りによって保険契約に必要なデータを正確かつ迅速に収集することが可能となる。例えば車両所有者の情報を取得できるようになれば、自動車保険の車両入替(保険対象自動車の変更)の手続きを行う際に、保険契約者から車検証を提出いただく実務を削減することができるなど、お客さまの利便性向上に寄与するものと考えられる。 ※1 登録車および軽自動車で名称の異なるもの全てを対象とする。 ※2 自動車検査証に記載のQRコードから取得できる項目データは車検満了日、型式、初度登録年月、登録番号、車台番号等の一部に限られており、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所など個人情報を含む項目は暗号化されている。	関する申請書等の様式等	国土交通省
4		【提案の具体的内容】 労災を申請した際の認否結果については、申請者本人(労働者)に対してのみ行われているが、事業主に対しても同様 の通知を行うとともに、認否理由を通知するように法整備することを要望する。 【提案理由】 事業主は、労災申請の認否結果を受けて、休暇の振替(私傷病欠勤→労災欠勤)、給与の振替(給与→法定外労災給 付)、所得税の再計算などの事務処理が必要であり、労基署から直接通知を受けることにより、これらの事務処理を迅 速に行うことが可能となる。また、認否理由を開示してもらえれば有効な再発防止の検討も可能となる。	労働者災害補償保険法施 行規則第十九条第1項	厚生労働省
5		【提案の具体的内容】 保険会社が保険業を行う外国の会社等を関連法人等とする際に、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の外国の会社が存在している場合、当該子会社等について一定期間内に売却による処分等を求められる。この外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。 【提案理由】 保険業を行う外国の会社等が保険会社の関連法人等に過ぎない場合、子会社や子法人等である場合と異なり、その傘下の子会社対象会社以外の外国の会社を、当該保険会社の意向に沿って処分する、または事業の見直しを行わせるに足る「支配」の関係がない。こうした制約から、保険会社が保険業を行う外国の会社等を関連法人等とする場合は、買収時点において、子会社や子法人等とするよりも難しい交渉を余儀なくされるケースが生じている。本規制の遵守を確実とするために保険会社がとり得る手段は、事実上、①保険業を行う外国の会社等に対する投資(または投資案件)自体から撤退することと、これと反対に、②保険業を行う外国の会社等やその傘下の子会社対象会社以外の外国の会社の意思決定機関を支配すること、この二つに限られる。関連法人等としては保有できず、案件からの撤退や相対的に大きな投資リスクを抱える判断を模索せざるを得ないという状況は不合理である。関連法人等は子会社や子法人等に比して保険会社への事業リスクの波及が限定的と考えられることから、外国の会社を関連法人等とするケースについては本規制の対象外とすることを希望する。	監督指針III-2-3-4 (1)(5)	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
6		【提案の具体的内容】 ・企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などのように事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例:厚生年金基金→存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可。 ・不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可。 とすることを要望する。 【提案理由】 ・企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主) が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。 ・とりわけ、大手外資系企業においては代表者印押印にあたり事前に本国親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。	確定拠出年金法第5条、第6条	厚生労働省
7	「業務報告書」の簡素化	【提案の具体的内容】 事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。 【提案理由】 ・当該書類の各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることもあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。 ・また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。 ・不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。	確定拠出年金法第50条 確定拠出年金法施行規則 第27条	厚生労働省
8	サービス(AIRIS)および軽自動車検査情報提供サービスの情報提供要件の緩和等	【提案の具体的内容】 ・自動車保険の契約の際に契約者から車台番号や所有者等情報を電磁的に取得することについて了解をいただくことを前提として、損害保険業界からのアクセスに限り、一般財団法人自動車検査登録情報協会(自機協)から提供される軽自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)および一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供される軽自動車検査情報提供サービス(以下、「両サービス」)について、登録番号のみの照会により取得可能な項目を「車台番号」および「所有者等情報」にまで拡大していただきたい。・両サービスについて利用料金の更なる低コスト化を図っていただきたい。・両サービスの平日の利用時間の拡大および軽自動車検査情報提供サービスの土日祝日のサービス対象化について検討いただきたい。・「両サービスを統合していただきたい。」 【提案理由】・現在、両サービスにおいては、登録番号のみの照会では、車台番号や所有者等情報を取得することができない。提書保険会社は、自動車保険の引受けを行うにあたり、車台番号や所有者情報を契約者からの申告により取得しているが、登録番号のみで車台番号や所有者等情報を取得することが可能となれば、契約者から登録番号のみを確認すればよいこととなるため、契約手続きに要する時間が短縮され契約者利便の大幅な向上が図られる。・現在、自動車の「登録情報」は、登録車についてはAIRIS、軽自動車については軽自動車検査情報提供サービスにより情報を取得することが可能である。・現在、自動車の「登録情報」は、登録車についてはAIRIS、軽自動車については軽自動車検査情報提供サービスにより情報を取得することが可能である。登録番号のみの照会で車台番号等の取得が可能となった場合、両サービスを統合いただければ、登録番号のみでは登録車が軽自動車かの判別ができないケース(例えば5ナンバー)において、両サービスにそれぞれ照会することが不要となり、効率的な業務遂行が可能となる。	道路運送車両法施行規則	国土交通省

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
9	本社一括報告化	【提案の具体的内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本手続について報告頻度の見直し及び対象者労働者の健康及び福祉を確保するための措置実施状況をリストに添付することで本社一括の報告を可とする。 ※定期報告の廃止については「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を頂く予定となっていますが、引続き要望させていただくもの。 【提案理由】・企画業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある(改正法案成立後、決議後6か月後を除き定期報告不要とすることを予定頂いている)。・企画業務型裁量労働制の導入は労使委員会の決議に基づく必要があり、その運営についても労使で不断にチェックを行われている。従って、所轄労働基準監督署長への定期報告は廃止し、労使自治に委ねたとしても、健康及び福祉を確保するための措置の実効性は担保されると考える。・また、定期報告が必要であるとしても、報告内容については、一般的にはガバナンス確保の観点から、各事業場から本社へ報告させたうえで、本社にて一括管理している、もしくは一括管理することが望ましいと考えられるため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的であり、事業場毎の対象労働者の労働時間や健康確保措置の実施状況を各事業場毎に作成した上で、提出についてのみ本社が一括して行うことを可能とすべきと考える。制度趣旨を損なわずにロードの削減が実現でき、企画業務型裁量労働制に関連する手続きが簡素化され、導入企業の増加が期待される。	労働基準法	厚生労働省
10	に事業場が変更となった場 合の同意再取付の簡素化	【提案の具体的内容】 各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。また、転勤、異動により事業所が変更となる従業員については、同意有無の判断をする機会を与えつつも、継続して同意する従業員については明示的な意思表示を不要とすること(不作為による自動継続)を可能とするなど、同意の確認プロセスを簡素化する。 ※一括届出化については「労働基準法等の一部を改正する法律案」の成立後、必要な法令上の措置を頂く予定となっていますが、現時点では措置が未実施であるため、引き続き要望させていただくもの。 【提案理由】・企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっている。・同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。この点、一括決議化は困難である旨の回答を昨年いただいたところ。一方で、既に当該制度の対象者である労働者において、事業場が変更となった場合については、以下の理由から、継続して同意する場合の意思表示を省略可能とするなどの手続き簡素化がされるべきと考える。 〇当該労働者は、既に前事業場で当該制度に同意していることから、引き続き同意する蓋然性が一定程度見込まれること 〇労使で不断のチェックを行っていることから、引き続き当該制度で労働する場合の健康確保措置などの実効性は担保されると考えられること 〇同意有無の確認については、漏れなく対象労働者へ案内を行うため、不同意の従業員がいた場合も、確実に意思表示をする機会が確保されること 〇同意有無の確認については、漏れなく対象労働者へ案内を行うため、不同意の従業員がいた場合も、確実に意思表示をする機会が確保されること	労働基準法	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
	目の統一化	市区町村毎に提出が求められている保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。本要望は、「ニッポンー億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。なお、本要望が一億総活躍施策の対象外であった場合も、自治体間のバラツキ解消等は保育サービス利用者の負担軽減を通じ「一億総活躍」に寄与すると考える。 【提案理由】・平成27年度より施行された子ども・子育で支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。・保育所入所にかかる各種証明書について、現状では市区町村毎に異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行にあたり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行う必要がある。こうした作業は、企業側に多大な負担となっている。また、サービス利用者にとっても負担となるケースが発生している。・フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児をしながら仕事をする人がさらに増加すると見込まれ、各種証明書発行件数の増加も考えられ、フォームの簡素化・統一化に早急に取り組むべきである。なお、「簡素化の上統一」が望ましいものの、仮にそれらが困難な場合は簡素化とり統一と優先いただきたい。即ち、昨年回答で「保育の実施主体である市町村が地域の実情に鑑みて適切に実施」している点も考慮し、個々の自治体による判断が損なわれぬよう、記載項目の拡大も含め、ご検討を賜りたい。	児童福祉法	厚生労働省
12		<ul> <li>・中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。もしくは、</li> <li>・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和・中途引出しを可能とする措置をすることを要望する。</li> <li>【提案理由】</li> <li>・年金受給開始年齢までは長期間となるにも係わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。)・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考える。</li> </ul>	確定拠出年金法附則第2 条の2、第3条	<b> </b> 字生 <b>万</b> ( <b>丁</b> )

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
13	確定拠出年金の通算加入者 等期間による受給開始年齢 変動の見直し	【提案の具体的内容】 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考える。	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
14	個人型確定拠出年金の柔軟 な拠出限度額の設定および 拠出限度額の引上げ	・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定することを	確定拠出年金法第20条、 第69条 確定拠出年金法施行令第 11条、第36条	厚生労働省
15		【提案の具体的内容】 企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃することを要望する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃するべきであると考える。	確定拠出年金法第19条、 第20条	厚生労働省
16		【提案の具体的内容】 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望する。 【提案理由】 ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。また、公的年金の受給開始年齢も65歳である。・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とするべきであると考える。	確定拠出年金法第62条	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容と提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
17		【提案の具体的内容】 盗難自動車の不正流通を防止するため、以下の対策を行うべきと要望する。 ①使用済み自動車の無許可解体など各種法令違反を行うヤードを摘発するための都道府県の条例制定の支援並びに全国レベルで規制の実施を要望する。 ②使用済み自動車の不正輸出の防止に向け、輸出の許可を行う税関の在り方として、効果的な審査・検査(例えば、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づくマニフェストを税関に提示するという新潟港の取り組みを全国の港に拡大するなど)を実施することを要望する。 ③自動車本体の盗難対策の強化に加え、ナンバープレートのみを盗取する手口に対して、対策の強化を要望する。 【提案理由】 自動車盗は単に財産的被害にとどまらず、窃取する際にそれを阻止しようとする自動車所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、さらには反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることなどから、窃取する行為そのものの禁止に加え、未然防止のための規制強化が必要である。なかでも、盗難自動車の流通を阻止する規制強化を行うことは、間接的ではあるが有効な対策と考える。 ①盗難された自動車は、違法なヤードで不正に解体され、部品として不正輸出されるケースがある。岐阜県、千葉県では新たに条例を制定し、当該条例を根拠に違法行為を行うヤードへ立ち入りを行い、違法ヤードの摘発に努めている。しかしながら、周囲の都道府県も同様の規制を行わなければ違法行為を行うヤードを根絶することが出来ない。 ②また、海外への不正輸出を水際で阻止する対策として、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づくマニフェストを税関に提示するという新潟港の取り組みを全国の港に拡大するなどを併せて実施し、盗難自動車の販路を絶つことで、自動車盗難を未然に防止することが可能となる。 ③さらに、盗難されたナンバープレートは、転々流通し、二次犯罪に利用される可能性が極めて高く、特段の対策が必要である。		警財経環等務済境
18	ツールの所持等の制限を目的とした法令の制定	【提案の具体的内容】自動車盗難に使用可能なツールについて調査を行い、その結果を踏まえて、業務その他正当な理由による場合を除き、このようなツールの所持や知情販売することを規制するなどして、新たな手口による自動車盗の増加を防止することを要望する。 【提案理由】 ①イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした条例は愛知県、茨城県で制定されているが、全国レベルでの規制はない。 ②自動車盗は財産犯であるが、窃取する際にそれを阻止しようとする所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることから、安心安全な国民生活を維持していくためには、他の財産犯と比して厳しく規制を行う必要がある。自動車盗難の認知件数は関係省庁、団体の努力により減少を続けているものの、2015年も年間14万台の自動車盗が発生している。また、近年、自動車の盗難防止装置の機能を無効化あるいは発揮させないなどの高度な機能を有した様々なツールが出回っており、インターネット上で購入できるケースもある。実際にこのようなツールと使ったと推認される自動車盗もあり、今後このような手口による自動車盗難が増加する恐れもあるため、このようなツールについて調査・研究を行い実態を把握した上で、所持や知情販売に対して規制するなど、新たな手口による自動車盗の増加の防止策の検討を行うべきである。なお、住宅侵入犯罪の対策として各地での条例制定がなされ、その後「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)により全国レベルでの規制に発展し、犯罪防止に成果を挙げた例もある。③類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難の発生を防止することにより、国民の財産のみならず、生命・身体の安全を確保するとともに、盗難車を使用する二次犯罪の防止、さらには、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができる。		警察庁